

PureHappiness 合同会社主催 10 月開講 オンライン研修  
令和 6 年度 介護職員等による喀痰吸引研修事業  
第 1 号・2 号研修「不特定多数の者対象」受講者募集要項

PureHappiness 合同会社では、平成 24 年 4 月 1 日改正「社会福祉士及び介護福祉士法」により、特別養護老人ホームその他において、必要なケアを安全に提供するため、適切にたん吸引等を行うことのできる介護職員等を養成することを目的とした研修事業を以下の要項で開催します。受講希望の方は、以下の要領及び注意事項をよくお読みの上、所定の期間内にお申込ください。

記

1. 主催・研修実施機関

PureHappiness 合同会社

〒450-0002 名古屋市中村区名駅三丁目 24 番 8 三立ビル 3 階

2. 研修内容

基本研修(講義)50 時間 オンライン

(演習)①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引

④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養 ⑥人工呼吸器装着者への口腔内喀痰吸引 ⑦人工呼吸器装着者への鼻腔内喀痰吸引 ⑧人工呼吸器装着者への気管カニューレ内部の喀痰吸引(⑥～⑧は希望者のみ)

実地研修(実習)①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引

④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養 ⑥人工呼吸器装着者への口腔内喀痰吸引 ⑦人工呼吸器装着者への鼻腔内喀痰吸引 ⑧人工呼吸器装着者への気管カニューレ内部の喀痰吸引(資格取得希望項目のみ実施)

3. 研修日程(別表のとおり)

4. 研修会場

基礎研修(講義)オンライン(ZOOM でのオンライン授業、または録画した動画を視聴しながら配布するテキストにて受講し受講時作成した課題を後日提出)

(演習) PureHappiness セミナールーム

尾張旭市平子町中通 266-2

実地研修 就業事業所 他

※就業先で医療的ケア(吸引又は経管栄養)を必要としている利用者の状況を勘案して選考します。

※就業先での「実地研修」が可能な方を優先的に選考します。

5. 定員

10 名

## 6. 受講料

- (1) 講義・演習:免除の有無にかかわらず、一律 80,000 円  
(筆記試験料込み・テキスト代 2,200 円別途)消費税別  
人工呼吸器装着者への吸引の演習は別途 10,000 円
- (2) 実地研修
  - PureHappiness 合同会社が実習先を確保する場合、1 項目 50,000 円、追加 1 項目毎に 25,000 円  
(税別、損害保険料込み)
  - 受講生が実地研修先を確保する場合、15,000 円(税別、事務手数料並びに損害保険料として)

## 7. 受講資格

- (1) 特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者(児)施設等(医療施設を除く)、居宅サービス事業等に従事している介護職員等(介護福祉士含む)。
- (2) すべてのカリキュラムを受講できる方
- (3) ホームヘルパー2 級以上の有資格者または一定期間(概ね 3 年以上)の介護の実務に従事した 経験のある方

## 8. 申込み方法

- ① 次の書類に必要事項を記入の上、募集期間内にFAXまたは郵送(必着)してください。「喀痰吸引等研修受講申込書・調書」
- ② 受講申込者が「研修の一部履修免除」に該当する場合は、「修了証明書」又は「認定証」の写しも合わせて提出してください。
- ③ 受講決定後、決定通知を送付します。受講決定通知到着後、指定期までに受講料をお振込みください。

## 9. 募集期間

令和 6 年 9 月 10 日～令和 6 年 10 月 26 日(17 時まで必着)

申込書送付先・お問い合わせ先

〒450-0002 名古屋市 中村区 名駅三丁目 24 番地 8 三立ビル 3 階  
TEL:080-4584-3349 FAX:052-308-8797  
PureHappiness 合同会社(担当:サナダ) 平日9時～18 時

### 注意事項

- (1) 本研修は先着受付ではありません。受講申込書・調書を確認の上、受講に適格と認められ利用者の状況を勘案し決定します。
- (2) 受講の可否通知は受講申込みから開催 3 日前までの間に、順次申込者全員に郵送等でご連絡します。通知が届かない場合は上記までご連絡ください。
- (3) 受講者都合による受講料お支払い後のキャンセル・辞退については返金いたしません。
- (4) 本研修修了者には主催者より「喀痰吸引等研修修了証明書」をお渡しますが、実際にたんの吸引行為を行うためには、修了証明書受領後、各自愛知県に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を申請する必要があります。また、その場合事業者も別途、都道府県に「登録特定行為事業者」としての登録申請が必要ですのでご承知おきください。

以上